## センターの人員体制について (案)

- 1. 設置時期 平成27年度内
- 2. 設置場所 新潟市医師会内
- 3. 人員体制
- (1) 資格(職種)(※) および人数, 就業形態

看護師 1名(常勤)/MSW 1名(非常勤)/事務職 1名(常勤)

## ※資格(職種)について

医療知識を有し、かつ介護支援専門員の資格を有するなど介護に関する知識も有し、 実務経験を持つ看護師、医療ソーシャルワーカーが望ましいが、当該要件を満たす人 材の確保が困難な場合、これに相当する知識を有すると認められる者の配置を行う。

- (2) 配置人員の所掌事務・期待する役割(基幹型)
  - ・介護支援専門員の資格を有する看護師 在宅医療・介護連携において主に医療に関すること,訪問看護師の人材育成に関す ること
  - ・医療ソーシャルワーカー 在宅医療・介護連携にあたり関係者、関係機関のコーディネートに関すること
  - ・事務職 研修会、会議体などの資料作成に関すること、ホームページ作成に関すること
- (3)配置する職種の妥当性について
  - ・介護支援専門員の資格を有する看護師,医療ソーシャルワーカー 医療・介護連携の推進においては,医療側,介護側それぞれに,また,お互いに働きかけることが必要であり,医療・介護制度や関係機関に係る知識を有しており,連携を積極的に実践する能力を備える者として,当該職種が適当である。なお,市内での勤務経験も考慮が必要である。
- (4)管理者(センター長)市医師会内において管理者(センター長)を決める。
- (5) その他

別途,地域医療介護総合確保基金による「在宅医療推進センター」との経理区分を 市医師会と協議したい。